参考資料



資料１

用語解説

あ行

用語	解説	掲載ページ
アイシーティー **ICT**	「Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）」の略で、日本語では「情報通信技術」といいます。パソコンやスマートフォン、インターネットなどを使って、情報をやり取りしたり活用したりする技術を指します。	38、47、64
いしけっていしえん **意思決定支援**	本人が自分の希望や考えに基づいて選び、決められるよう、必要な情報提供や意思の確認などを行って支えることです。	30、37、47、60、61、63
いしそつうしえん **意思疎通支援**	障がいや難病などによりコミュニケーションに支障がある人に、手話通訳、要約筆記、代筆・代読、点訳、音声訳などで意思のやり取りを支援することです。	3、26、34、38、60、64、65、66
医療的ケア児（等）	日常生活及び社会生活を送るために、たんの吸引や経管栄養などの医療的なケアを継続して必要とする 18 歳未満または18歳以上の学校に在籍するこどもです。「等」がある場合は、18歳以上のおとなを含みます。	18、37、38、40、43、44、47、54、55、57
医療的ケア児等コーディネーター	医療的ケア児者・重症心身障がい児者等と家族の状況や希望を把握し、保健・医療・福祉・保育・教育などの関係機関をつないで、必要な支援を調整する人です。また、地域と連携して地域資源の開拓も担います。	18、43、44
インクルージョン	障がいの有無などにかかわらず、地域や保育・教育などの場で、ともに参加し、ともに過ごせるようにする考え方です。	18、38、43、44、57
インフォーマルサービス	法律や公的な制度に基づくサービスだけでなく、地域住民、ボランティア、NPO などによって柔軟に提供される支援や活動のことです。	37
エスディージーズ **SDGs**	「Sustainable Development Goals（サステナブル・デベロップメント・ゴールズ）」の略で、日本語では「持続可能な開発目標」といいます。2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す、17 の国際目標です。	5
エヌピーオー **NPO**	「Non-Profit Organization（ノン・プロフィット・オーガニゼーション）」の略で、日本語では「非営利組織」といいます。社会貢献活動を行い、その活動で得た利益を構成員に分配することを目的としない民間の団体です。	37、63
おんせいやく **音声訳**	文字で書かれた情報を音声にして伝えることです。視覚障がいなどにより文字を読むことが難しい人への情報提供に使われます。	64、70

か行

用語	解説	掲載ページ
かはいほいくし **加配保育士**	支援を必要とするこどもが保育所などで安全に過ごせるよう、通常の職員配置に加えて配置される保育士のことです。	58
きかんそうだんしえん **基幹相談支援センター**	地域の相談支援の中心となる機関です。障がいのある人や家族などへの総合的な相談対応、地域の相談支援事業所への助言、人材育成、関係機関の連携の緊密化の取組などを行います。	3、19、20、26、29、33、37、40、41、46、47、48、56、58、62
きほんししん **基本指針**	正式名称は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」です。市町村や都道府県が障害福祉計画・障害児福祉計画を作る際の基本的な考え方や成果目標などを国が定めた指針です。	3、4、5、6、28、29、30、31、32、33、34、37、40、41、42、43、45、46、47、48、50、60、64
きょうどこうどうしょうがい **強度行動障がい**	自傷、他害、強いこだわりなどの行動が著しく頻繁に現れ、日常生活に特別な支援を必要とする状態をいいます。	16、37、40、45、47、54、55
きょてん **拠点コーディネーター**	障害者が地域で安心して暮らせるよう、相談・緊急対応・体験の場などを提供する「地域生活支援拠点」において、関係機関の連携を調整し、支援をつなぐ役割を担う人です。 →地域生活支援拠点	16、29、45
ケーシックス **K6**	こころの状態を把握するために使われる 6 項目の質問票です。心理的なストレスの程度を確認する際などに用いられます。「この 1 ヶ月間、気分が沈んでいましたか？」「疲れやすかったですか？」など 6 つの質問に答えるだけで、心の健康状態を把握できます。結果は点数で表され、点数が高いほどストレスや心の不調が大きいことを示します。	41
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインや、悩みを抱える人の変化に気づき、声をかけ、話を聴き、必要に応じて相談窓口や医療・福祉機関につなぎ、その後も見守る人のことです。専門職に限らず、家族、友人、地域住民、民生委員・児童委員、教職員など、誰でも担うことができます。「命の門番」とも呼ばれます。	41
こうじのうきのうしょうがい **高次脳機能障がい**	病気や事故による脳の損傷などにより、記憶、注意、行動、言葉などの認知機能に障がいが生じ、生活に支障が出る状態です。	3、37
こくみんけんこうほけんだんたいれんごうかい **国民健康保険団体連合会** こくほれん **（国保連）**	障害福祉サービス等では、審査支払等システムにより、事業所からの請求の審査や支払などを行います。都道府県単位に設置される公法人で、障害福祉サービスのほか、国民健康保険や介護保険の審査も行っています。	48

用語	解説	掲載ページ
こころサポーター養成研修 （白井市健康課）	白井市が独自に実施する自殺対策事業です。ゲートキーパー養成講座を修了した市民を対象に、自殺予防の知識を地域に広める「こころサポーター」を養成します。こころサポーターは、自殺予防週間や自殺対策強化月間を中心に、市民向けの教室などでゲートキーパーの役割や相談先を周知する活動を担います。	41
心のサポーター養成研修 （厚生労働省・千葉県 白井市障害福祉課）	厚生労働省が推進する研修事業です。メンタルヘルスや精神疾患について正しい知識を学び、身近な人のこころの不調に気づき、話を聴き、必要に応じて相談機関につなぐ人（こころのサポーター）を養成します。専門資格は不要で、地域住民や職場の従業員など誰でも受講できます。	41
心のバリアフリー	障がいや障壁について理解し、さまざまな立場の人の困りごとを自分のこととして考え、必要な行動につなげる考え方です。 障がいの有無や年齢、性別などにかかわらず、互いの違いや困難さを理解し、偏見や先入観などの意識上の障壁を取り除き、必要な配慮や支援を実践する考え方です。	60、61
合理的配慮	障がいのある人から配慮を求められたときに、負担が重すぎない範囲で、社会生活上の障壁を取り除くために必要な対応を行うことです。 障がいのある人から社会的な障壁を取り除くための対応を求められた際に、行政機関や事業者が、過重な負担にならない範囲で、その人の状況に応じた必要な変更や調整を行うことです。筆談や読み上げ、段差の解消など、場面に応じたさまざまな配慮が含まれます。	3、38、61

さ行

用語	解説	掲載ページ
社会資源	地域で生活する人を支えるために活用できる、人、施設、制度、団体、サービス、地域のつながりなどの総称です。	6、37、44
障害支援区分	障がいのある人に必要とされる支援の度合いを示す区分です。区分１から６まであり、数字が大きいほど必要な支援の度合いが高いことを表します。	11
障害者自立支援審査支払等システム **（審査支払等システム）**	障害福祉サービス事業所からの請求情報を、市及び国民健康保険団体連合会（国保連）が審査し、支払処理を行うための電子システムです。これにより、請求内容の正確性や利用者負担管理などの事務処理を効率化できるほか、蓄積されたデータをさまざまな分析に利用することが可能となります。	20、48

用語	解説	掲載ページ
障害者総合支援法（しょうがいしゃそうごうしえんほう）	正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」です。障がいのある人や難病患者等が地域で生活するための障害福祉サービスや地域生活支援事業などについて定めた法律です。	3、4、6、19、37、60
重層的支援調整会議（じゅうそうてきしえんちょうせいかいぎ）	複数の分野にまたがる複雑な生活課題について、関係する支援機関が情報を共有し、役割分担や支援方針を調整するための会議です。	38
障害者就業・生活支援センター（しょうがいしゃしゅうぎょう・せいかつしえん）	障がいのある人の就職・職場定着と、日常生活の相談・支援を一体的に行う機関です。「なかぽつ」とも呼ばれます。白井市の方は「就職するなら明朗塾」（八街市）を利用できます。	54
障害者職業センター（しょうがいしゃしょくぎょう）	職業相談・職業評価、就職に向けた準備、職場への適応や復職などを専門的に支援する機関です。白井市の方は「千葉障害者職業センター」（千葉市美浜区）を利用できます。	54
情報アクセシビリティ（じょうほう）	障がいの有無などにかかわらず、必要な情報を入手し、利用しやすくすることです。点字、音声、手話、分かりやすい表記などもそのための方法です。	3、38、64、65、70
しろいメンタルサポートネットワーク連絡会（しろいＭＳＮ）（れんらくかい）（メンタルサポートネットワーク）	白井市における「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）」の構築を目的とした協議の場の呼称です。近隣の精神科医療機関、市内福祉事業所、障がい当事者・家族など、精神保健福祉に関わる様々な機関・団体が参画し、地域の課題や支援体制の充実について協議しています。	41
身体障害者手帳（しんたいしょうがいしゃてちょう）	身体障害者福祉法に基づき、視覚、聴覚、肢体、内部機能など、同法で定める身体上の障がいのある人が、福祉サービスや各種支援制度を利用するために、都道府県から交付される手帳です。県の判定に基づいて交付され、等級は「1 級（最も重度）」から「6 級（軽度）」に区分されます。	9
生産性向上（せいさんせいこうじょう）	福祉の仕事では、ICT の活用や業務の見直しなどによって職員の負担を減らし、利用者への支援により多くの時間を充てられるようにする取組を指します。	47
精神障害者保健福祉手帳（せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう）	精神保健福祉法に基づき、精神疾患により、長期にわたり日常生活または社会生活への制限がある人が、福祉サービスや各種支援制度を利用するために、都道府県から交付される手帳です。精神保健福祉センターによる判定に基づいて交付され、等級は「1 級（最も重度）」「2 級」「3 級」に区分されます。	9、10
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（せいしんしょう）（たいおう）（ちいきほうかつ）	精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らせるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合いなどを地域で包括的に確保する仕組みです。「にも包括」と呼ばれることがあります。	15、41

用語	解説	掲載ページ
せいねんこうけんせいど **成年後見制度**	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断する能力が不十分な人について、契約行為や財産管理などを法的に支援する制度です。	26、27、60、63
セルフプラン	障害福祉サービス等を利用するときに、相談支援事業所の支援を受けずに、本人や家族などが主体的に、自らのニーズや生活目標に基づいて、必要なサービスの内容・利用方法・支援目標などをまとめた計画（サービス等利用計画）を作成することです。	46、56、58、62

た行

用語	解説	掲載ページ
ちいききょうせいしゃかい **地域共生社会**	制度や分野ごとの縦割りや、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域の人々がつながり、支え合いながら暮らす社会を目指す考え方です。	38
ちいきじりつしえんきょうぎかい **地域自立支援協議会**	障がいのある人への支援に関する地域の課題を、行政、福祉、医療、教育、就労などの関係者が共有し、支援体制の改善などを協議する場です。困難事例への対応、社会資源の開発・改善、障害福祉計画の進捗管理などを行い、地域全体の支援体制の充実を図ります。	3、6、16、42、45、46、47、54
ちいきせいかつしえんきょてん（とう） **地域生活支援拠点（等）**	障がいのある人が地域で安心して暮らし続けられるよう、相談、緊急時の受入れ、体験の機会、専門的人材の確保などの機能を地域で整える仕組みです。 白井市では、複数の事業所を認定しているため、地域生活支援拠点“等”と表記しています。	3、6、16、20、28、37、40、45、46、48、62
ちいきせいかつしえんじぎょう **地域生活支援事業**	障がいのある人が地域で自立した生活を送れるよう、市町村や都道府県が地域の実情に応じて行う相談、意思疎通、移動支援などの事業です。	3、4、26、47、52、59、60
ちいきほうかつ **地域包括ケアシステム**	住まい、医療、福祉、介護、相談などの関係者が連携し、地域での生活を総合的に支える仕組みです。本計画では主に精神障がいにも対応した仕組み（協議の場）として使われています。	15、41
ちゅうかくきかん **中核機関**	成年後見制度を必要とする人を適切な支援につなぐため、相談対応や関係機関の連携など、地域の権利擁護支援の中心的な役割を担う機関です。	63
てんやく **点訳**	文字で書かれた情報を点字に置き換えることです。	64

な行

用語	解説	掲載ページ
なんびょう（していなんびょう） **難病（指定難病）**	難病法に基づく、発病の仕組みが明らかでなく、治療方法が確立していないなど、長期の療養を必要とする病気を指します。 このうち、国が医療費助成の対象として定めた病気を「指定難病」といいます。難病のある人は、障害者総合支援法に基づく福祉サービスの対象にもなります。	9、11、37
なんびょうとうじゅきゅうしゃしょう **難病等受給者証**	指定難病などの医療費助成の対象となる人に交付される受給者証です。対象となる医療を受ける際などに使用します。 難病法に基づき、指定難病の患者が医療費助成を受けるために、都道府県から交付される証明書です。医療費助成の対象となる医療機関や薬局で提示することで、医療費の自己負担が軽減されます。	11

は行

用語	解説	掲載ページ
はったつしょうがい **発達障害**	自閉症、学習障害、注意欠如・多動症など、低年齢の時期から現れる脳機能の発達に関係する障がいの総称です。	37
ピアサポート （ピアサポーター）	同じような経験や立場を持つ人同士が、経験を分かち合いながら支え合う活動です。 障がいや疾病の経験を持つ本人や家族が、その経験を生かして同じ立場の人を支える活動です。活動を行う人をピアサポーターと呼びます。専門職というよりは「仲間」としての対等な関係性を重視します。	18、43、61
ピーディーシーエー **PDCA**	「Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Act（改善）」の頭文字をとった言葉です。計画、実行、評価、改善を繰り返し、取組を継続的に改善していく方法です。	6、46
ペアレントトレーニング	こどもの行動や特性への理解を深め、保護者がこどもへの関わり方を学ぶための支援プログラムです。	18、43
ペアレントメンター	発達障がいなどのあるこどもを育てた経験を生かし、同じような立場の保護者の相談に応じたり、気持ちに寄り添ったりする保護者です。	18、43
ほうじんこうけん **法人後見**	社会福祉法人や NPO 法人などの法人が、成年後見人等となって、判断する能力が不十分な人について、生活や財産管理などを支援する仕組みです。	26、60、63

ま行

用語	解説	掲載ページ
盲(もう)ろう	視覚と聴覚の両方に障がいがある状態をいいます。見え方・聞こえ方は人によって異なり、コミュニケーション方法もさまざまです。	64
モニタリング	支援やサービスを始めた後に、本人の状況や希望、サービスの利用状況などを定期的に確認し、必要に応じて支援の計画を見直すことです。	51、58

や行

用語	解説	掲載ページ
要約筆記(ようやくひっき)	話している内容を、その場で要点をまとめて文字にして伝える方法です。主に聴覚障がいのある人へ情報を伝えるために使われます。	26、60、64

ら行

用語	解説	掲載ページ
療育手帳(りょういくてちょう)	知的障がいのある人が、各種の支援や制度を利用しやすくするために都道府県等から交付される手帳です。 知的障がいのある児童・成人が、福祉サービスや各種支援制度を利用するために、都道府県から交付される手帳です。各判定機関による判定に基づいて交付され、等級はA(最重度・重度)とB(中度・軽度)に区分されます。	9、10
レスパイト	家族などの介護者が一時的に介護から離れて休息をとれるよう、本人を預かったり支援したりすることです。	53、54、68

わ行

用語	解説	掲載ページ
ワンストップ	複数の手続や相談を、できるだけ一つの窓口でまとめて受けられるようにする考え方です。	33、47、62

資料2　障害福祉サービスのライフステージ別支援体系

乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた支援を切れ目なくつなぎます。
問合せ先が不明な場合は、**「白井市基幹相談支援センター」**へご連絡ください。

年齢は目安です。障がいの状態、本人の希望、家族の状況等に応じて、複数のサービスや相談支援を組み合わせます。サービスにより障害支援区分の認定が必要です。また、※のサービスは利用要件があります。利用申請は市障害福祉課が窓口です。
※乳幼児期からの主な相談先として、白井市こども発達センターが令和 12 年度からの開始に向けて整備中です。

ライフステージ・年齢	支援の主なテーマ	主なサービス・支援	主な相談先
乳幼児期 **0～2 歳頃**	**早期発見・早期支援**	乳幼児健診・発達相談 児童発達支援 補装具・日常生活用具 （※居宅介護・短期入所）	こども家庭センター 基幹相談支援センター 相談支援事業所
幼児期 **3～5 歳頃**	**育ち・療育・就園支援**	発達相談 児童発達支援 保育所等訪問支援 補装具・日常生活用具 （※居宅介護・短期入所） （※日中一時支援・移動支援）	こども家庭センター 基幹相談支援センター 相談支援事業所
学齢期 **6～17 歳頃**	**学び・生活・社会性の支援**	特別支援学校 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援 補装具・日常生活用具 （15歳～就労選択支援ほか） （※居宅介護・短期入所） （※日中一時支援・移動支援）	教育支援課 基幹相談支援センター 相談支援事業所
青年・成人期 **18～64 歳頃**	**自立・就労・地域生活**	就労選択・就労移行支援・就労継続支援 A・B・生活介護・自立訓練 居宅介護・重度訪問介護 同行援護・行動援護 短期入所・共同生活援助 自立生活援助 日中一時支援・移動支援 市障害者地域活動支援センター	基幹相談支援センター 相談支援事業所 就労支援機関
高齢期 **65 歳頃～**	**暮らしの継続・介護との連携**	**65 歳以降は介護保険サービスを優先** （障害福祉）→（介護保険） 居宅介護 → 訪問介護等 生活介護 → 通所介護等 短期入所 → 短期入所生活介護 重度訪問介護→訪問看護介護等 **〈※移行せず継続できる場合があるもの〉** 行動援護／同行援護／共同生活援助／就労継続支援／自立生活援助／地域生活支援事業 （介護保険で必要な支援が確保できない場合等、障害福祉サービスを継続・併用できる場合があります。）	地域包括支援センター 基幹相談支援センター 相談支援事業所

ライフステージを通じて支える基盤
市基幹相談支援センター・市医療的ケア児等コーディネーター・市障害者虐待防止センター・市地域自立支援協議会
市障害者就労支援員・くらしと仕事のサポートセンター・地域生活支援拠点等・中核地域生活支援センター「すけっと」など

資料3

計画策定までの経過

年	月日	事項	内 容
令和6年度	12月23日から 1月17日まで	計画策定のための 基礎調査	次期計画策定のためのアンケートを実施。
令和7年度	3月19日から 7月23日	計画策定のための障がい者関係団体ヒアリング調査実施	
	3月19日から 4 月 11 日	計画策定のための障がい者関係事業所ヒアリング調査実施	
令和8年度	7月22日	第1回策定委員会	・委嘱状交付 ・委員長及び副委員長の選出 ・計画策定方針について ・現行計画の進捗状況について ・その他
	8月26日	第2回策定委員会	・計画案について ・その他
	10月21日	第3回策定委員会	・市地域自立支援協議会からの意見結果について ・計画案について ・その他
	11月18日	第4回策定委員会	・市地域自立支援協議会からの意見結果について ・計画素案について ・パブリック・コメントの実施について
	12月8日から 1月8日	計画案についての市民意見公募（パブリック・コメント）の実施	
	2月　日	第5回策定委員会	・パブリック・コメントの結果

資料4　白井市障害者計画等策定委員会名簿

No	氏名	選出区分	所属・職名	備考
1	合﨑　京子	学識経験を有する者	麗澤大学国際学部准教授	○
2	福岡　幸子	民生委員・児童委員	白井市民生委員・児童委員連絡協議会	
3	松本　千代子	公共的団体等の代表者	白井市社会福祉協議会	
4	入江　富士子	公共的団体等の代表者	白井市ボランティア連絡協議会	
5	鈴木　一基	公共的団体等の代表者	白井市地域自立支援協議会	◎
6	久保　直哉	公共的団体等の代表者	白井市障害者支援センター指定管理者	
7	吉武　律子	障害者団体の代表者	白井市手をつなぐ育成会	
8	髙栁　照夫	障害者団体の代表者	白井市身体障害者友の会「にこにこ」	
9	平野　順子	障害者団体の代表者	白井市聴覚障害者協会	
10	亀山　二三雄	障害者団体の代表者	しらゆりの会	
11	原田　宏子	障害者団体の代表者	いちごの会	
12	福岡　正勝	市　民	公　募	
13	宮﨑　拓馬	市　民	公　募	
14	松澤　拓巳	市　民	公　募	
15				

*備考中の「◎」印は委員長、「○」印は副委員長

資料5

索 引

50 音順。数字は主な掲載ページです。用語解説のページも含みます。
「→」は参照先の語句を示します。

あ行

ICT……38、47、64、72
意思決定支援……30、37、61、63、72
意思疎通支援……34、38、64、65、72
一般就労……17、32、42、54
移動支援事業……60、66
医療的ケア児……18、38、43、44、57、72
医療的ケア児等コーディネーター
……18、43、44、72
インクルージョン……18、38、43、44、57、72
インフォーマルサービス……37、72
SDGs……5、72
NPO……37、63、72
親なき後……28、37、45、55
音声訳……64、70、72

か行

活動指標……6、43、45、46、48
加配保育士……58、73
基幹相談支援センター……19、46、56、62、73
基幹相談支援センター等機能強化事業…26、62
基礎調査……28～34
基本指針……3、4、37、40、60、73
共同生活援助……51、55
強度行動障がい……16、37、45、54、55、73
居住系サービス……51、55
居宅介護……50、52
居宅訪問型児童発達支援……51、57
拠点コーディネーター……16、29、45、73

か行（続き）

グループホーム
→ 共同生活援助
計画相談支援……46、51、56
K6……41、73
ゲートキーパー……41、73
権利擁護……60、62、63
高次脳機能障がい……3、37、73
高次脳機能障害者支援法……3
行動援護……45、50、52
合理的配慮……3、38、61、74
国保連
→ 国民健康保険団体連合会
国民健康保険団体連合会……48、73
こころサポーター養成研修（白井市）……41、74
心のサポーター養成研修（国）……41、74
心のバリアフリー……60、61、74
こども家庭センター……58、79

さ行

施設入所支援……51、55
自動車運転免許取得費補助事業……60、69
自動車改造費補助事業……60、69
児童発達支援……43、44、51、57、58
児童発達支援センター……18、43、44
児童福祉法……3、4
自発的活動支援事業……60、61
社会参加支援に関する事業……60、70
社会資源……6、37、44、74

さ行（続き）

社会福祉協議会 63
重症心身障がい児 ..... 18、43、44、57
重層的支援調整会議 ..... 38、75
住宅入居等支援事業 ..... 26、62
重度障害者等包括支援 ..... 50、52
重度訪問介護 ..... 50、52
就労移行支援 ..... 42、50、53、54
就労継続支援 ..... 42、50、53、54
就労選択支援 ..... 3、42、50、53、54
就労定着支援 ..... 42、50、53、54
宿泊型自立訓練 12
手話通訳者 ..... 26、64
手話奉仕員養成研修事業 ..... 60、66
障害支援区分 ..... 11、74
障害児相談支援 ..... 43、51、58
障害児通所支援 ..... 51、57、58
障害者雇用率
→ 法定雇用率
障害者差別解消法 3
障害者就業・生活支援センター ..... 54、75
障害者職業センター ..... 54、75
障害者自立支援審査支払等システム
→ 審査支払等システム
障害者総合支援法 ..... 3、4、19、60、75
情報アクセシビリティ ..... 3、38、64、70、75
ショートステイ
→ 短期入所
自立訓練 ..... 50、53、54

さ行（続き）

自立支援医療 10
自立支援給付 ..... 12、20
自立生活援助 ..... 51、55
しろい MSN
→ しろいメンタルサポートネットワーク連絡会
白井市こども発達センター ..... 18、43、57、79
白井市障害者計画 ..... 4、5、37、40
白井市第 3 次地域福祉計画 ..... 4、37
白井市第 6 次総合計画 ..... 4、37
しろいメンタルサポートネットワーク連絡会 41
審査支払等システム ..... 20、48、74
身体障害者手帳 ..... 9、75
生活介護 ..... 50、53、54
成果目標 ..... 39～48
生産性向上 ..... 47、75
精神科病院 ..... 3、51
精神障害者保健福祉手帳 ..... 9、10、75
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム
..... 15、41、75
精神保健福祉法 3
成年後見制度 ..... 26、27、60、63、76
成年後見制度法人後見支援事業 ..... 60、63
成年後見制度利用支援事業 ..... 60、63
セルフプラン ..... 46、56、58、62、76
相談支援事業 ..... 60、62
相談支援専門員 ..... 19、46、56、62

た行

短期入所 ..... 50、51、53、68

た行（続き）

地域移行支援 ..... 41、51、56
地域活動支援センター ..... 26、60、67
地域共生社会 ..... 38、76
地域自立支援協議会... 6、16、42、45、46、76
地域生活支援拠点等..... 16、37、45、62、76
地域生活支援事業..... 26、59、60、76
地域定着支援 ..... 41、51、56
地域包括ケアシステム ..... 15、41、76
地域包括支援センター ..... 56、79
中核機関..... 63、76
点訳 ..... 64、76
同行援護..... 50、52
特別支援学校 ..... 42、54、79

な行

なかぽつ
→ 障害者就業・生活支援センター
難病（指定難病）..... 9、11、37、77
難病等受給者証 ..... 11、77
日常生活用具給付等事業 ..... 60、65
日中一時支援事業..... 60、68
日中活動系サービス ..... 50、53
入院者訪問支援事業..... 3

は行

発達障がい..... 37、77
ハローワーク..... 42、54
ピアサポート（ピアサポーター）
..... 18、43、61、77

は行（続き）

BCP..... 3
PDCA ..... 6、46、77
ペアレントトレーニング..... 18、43、77
ペアレントプログラム..... 18、43
ペアレントメンター ..... 18、43、77
保育所等訪問支援 ..... 51、57
放課後等デイサービス ..... 43、51、57
法人後見 ..... 26、60、63、77
法定雇用率 3
訪問系サービス ..... 50、52
訪問入浴サービス事業 ..... 60、68

ま行

面的整備 ..... 16、45
盲ろう ..... 64、78
モニタリング..... 51、58、78

や行

要約筆記 ..... 26、60、64、78
要約筆記者 ..... 26、64

ら行

理解促進研修・啓発事業 ..... 60、61
療育手帳 ..... 9、10、78
療養介護 ..... 51、53
レスパイト ..... 53、54、68、78

わ行

ワンストップ..... 33、47、62、78